

抗 告 の 理 由

一、原決定の趣旨

本件申立をいづれも却下する。

二、原決定の理由

要約すれば、本件各文書秘匿部分は民訴法三一二条一号の「引用文書」に該当するが、右秘匿部分は青色による法人税確定申告書等のうち申告者の住所・氏名欄がほとんどである。民訴法第三一二条の文書提出義務は、裁判所の審理に協力すべき公法上の義務であり、基本的には証人義務・証言義務と同一の性格のものと解されるから、文書所持者にも同法二七二条、二八一条一項一号等の規定が類推適用され、文書所持者に守秘義務のあるときは、右文書の提出義務を免れる。被告は右秘匿部分につき所得税法二四三条、法人税法第一六三条等の規定により守秘義務があるから文書提出を拒否することができる。

三、原決定の不当性

1 原決定が民訴法第三一二条文書提出義務について同法第二七二条、二八一条一項一号の各規定の類推適用があると認定したのは法令の解釈適用を誤つたものである。

同法第二七二条、第二八一条一項一号の各規定は公務員たる証人が法廷において訴訟当事者より職務上の秘密

に付き訊問を受けた場合証言を拒否することができると定めているのである。本件においては被告（証人ではなく訴訟当事者である。）が積極的に事実立証をするために証拠調を請求した書証のうち一部秘密部分の開示を同法三一二条に従い求めるものであつて、同法第二七二条、二八一条一項一号の証言義務の場合とは大に性質を異にするものである。しかるに原決定は同法三一二条の定める文書提出義務は基本的に証人義務・証言義務と同一の性格であるから同法二七二条、二八一条一項一号の類推適用があると認定したが、これは右法条間の明確な差異を見落すものであつて極めて不当である。

眞実発見の重要性を強調する民訴法訴訟手続において同法二七二条、二八一条の存在は極めて例外的位置にあるから右各法条の安易な類推適用は避けなければならず、同法三一二条の場合に準用するとの明文がない以上類推適用は出来ないものと解釈すべきである（同趣旨判例東京地裁昭和四三年九月一四日決定判例時報第五三〇号二〇頁）。

2 原決定説示のとおり同法第三一二条の場合に同法二七二条、二八一条一項一号の類推適用が可能としても同法第三一二条一号「引用文書」の場合には類推適用出来ないものと解釈すべきである。何故ならば当事者が訴訟において特定の文書（たとえば一部を秘密していても）の存在を引用して自己の主張の助けとした以上、該文書の秘密保持の利益（守秘義務）を放棄したものとみなすべきだからである。よつて被告が本件文書の一部を秘密しながらもそれを引用した以上事後秘密保持の利益を放棄したものとみなされ、文書提出申立に対して守秘義務を理由として拒むことはできないと考えるべきである。民事訴訟手続においてもクリーンハンドの原則、禁反言法理の適用は肯定されるべきであり、被告が書証の一部分を自己に有利な証拠としてその余を秘密

したまま取調請求をし、原告のする秘匿部分の開示提出申立に対しては職務上の秘密を理由としてこれを拒み得るとすれば、得手勝手な立証を許すこととなり、採証上の合理性は失われ眞実発見は著しく困難となる。該る被告の提出拒否はクリーンハンドの原則、禁反言法理に反しており許されるべきではない。よつて原決定は法令の解釈適用を誤つてゐる。

原告は被告の主張する職務上の秘密の存在を争うものであるが、仮りに存在するものならば、被告は守秘義務に従い、たとえ一部秘匿しても本件書証を提出することが出来ない筈ではないか。守秘義務が存在する場合にたとえ一部を秘匿しても該書証の証拠調請求は出来ず、証拠調請求をするのならば、一部秘匿は許されず書証の全体の取調請求をしなければならないとすることがクリーンハンドの原則、禁反言法理に照して正当なことである。原決定は原告の右主張につき判断することなく却下決定したのは判断遺脱の違法がある。

3 原決定は原告が提出命令申立した本件書証の秘匿部分の全部につき職務上の秘密性が認められるとしたが、事実誤認である。原決定は被告の主張を鵜呑みにして、個々の秘匿部分につき職務上の秘密に該当するか否か証拠判断をしていない。

そもそも被告は当初秘匿部分につき統一性のない旧乙号証の一乃至二を提出したが、原告の昭和四五年一月二十九日準備書面によりその不統一性を指摘されるや、あわてて秘匿部分を変更した新乙号証を提出して旧乙号証を撤回したいと申し出た。このように被告においても何が職務上の秘密なのか全く理解してはおらず、裁判所において厳密な証拠判断が必要とされるところ原決定は個々の書証につき理由を明示せず全部につき職務上の秘密性を認めたのは理由不備、事実誤認の違法がある。